

平成 18 年 4 月 26 日

## 市場公募地方債の統一条件交渉の見直しについて

- ・ 各月毎に市場公募地方債を発行する複数の団体が地方公共団体側の交渉の窓口となり、シ団に対応する。
- ・ 各月の窓口となる団体は、原則として、市場公募地方債の発行量等にかんがみ、  
北海道・埼玉県・千葉県・静岡県・愛知県・大阪府・兵庫県・福岡県・  
大阪市  
の 9 団体のうち、2 つ以上の発行団体とする。
- ・ 各月の交渉に際しては、窓口となった団体から、それ以外の発行団体にも状況を連絡し、各団体が合意の上、利率等について決定する。
- ・ 発行条件等については、確定後、市場公募地方債発行団体連絡協議会より公表する。